

第1回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日 時	平成 19 年 6 月 29 日 (金) 9:00~11:45	場 所	藍住町合同庁舎 301 会議室
事務局	始めに、委員の互選による会長・副会長の選出をお願いする。		
委員	会長に米田委員を推薦する。		
委員一同	異議なし。		
事務局	会長は米田委員に決定する。		
委員	副会長は増川委員にお願いしたい。		
委員一同	異議なし。		
事務局	副会長は増川委員に決定する。続いて、町長より会長へ諮問書を伝達する。		
町長	藍住町公共下水道事業(第一期事業認可区域)の適正な運営を図るため、受益者負担金及び使用料等に関する事について、貴審議会の意見を求める。		
事務局	議事に移る。		
会長	議題について、事務局から説明を。		
事務局	(下水道の概要について、ビデオとスライドにより資料説明)		
会長	審議を始める。		
委員	受益者負担金で、特定の者が著しく利益を受ける時期とはいつを指し、いつ受益者負担を払うのか。		
委員	どこを工事して、いつ頃供用開始するかという説明がないとわからない。		
事務局	第1期事業は、目標年次は平成20年度末、計画処理面積89.6ha、計画処理人口は約3,300人である。全体計画は、目標年次は平成30年度末、計画処理面積が藍住町のほぼ全域で約873ha、計画処理人口は約35,000人。第1期事業は、平成14年度から管渠布設工事をし、この6月末で89.6haの約56%が完成しているが、第1期全体の完了は数年程度遅れる見込みである。町が管渠を布設済みの箇所は、県が建設する処理場が完成した時に供用を開始する。		
事務局	供用開始の公示をしてから以降が、受益の時期かと。		
委員	下水管ができて何年以内とか、きまりはあるのか。		
事務局	供用開始の公示をしてから、汲み取りについては3年のうちに接続しなければならない。		
委員	平成23年ぐらいまでに、第1期事業区域内の住民は受益者負担を考えなければならない。		
委員	単独浄化槽を設置済みの家屋は家庭排水と雨水が合流しており、敷地内の排水管を全て改造しなければならない。その説明をしないと、供用したときに問題が起こるのではないのか。		
委員	古い家で水洗でないため、全額を個人負担できない人がたくさんいる。町はどう考えているのか。		
委員	最近に合併浄化槽を設置し、まだ5年10年使えるという人もいる。		
委員	第1期事業が完成すると、利用しなくても受益者負担金は税金のようにかかるのか。		
事務局	基本的な考え方では、受益者負担金は全ての受益地にかかる。		
委員	下水道を使っていないのに、受益者負担金を払うのは心外という考え方があるのでは。		
委員	住民の側の認識を切り替えてもらう必要がある。説明をしなければいけない。		
事務局	町全体の住民説明会は、過去に開催している。受益地内を戸別説明に回ったこともあり、また町の広報紙でもお知らせしている。		
委員	一番気になるのは、いつから、いくら払わなければならないのかである。最初にどの程度まとまった金額が必要なのか、使い始めれば料金がいくらかかるのか、待ってもらえるのだろうか、待ってもらったとしても供用開始されれば払わなければいけないのか。下水道を使って環境が良くなることに対し、負担が全部でいくらかということが知りたい。		
委員	受益者負担というよりも、環境に対する借金を今のうちに返して孫子の代に残さないという考え方で臨んだほうがわかりやすい。		
委員	家を建てたばかりで必要がないので、接続を拒否できないかという意見の人もいる。		
会長	審議するうえで、拒否できるできないでは大きく違う。本会は「推進」審議会ではないのだが、拒否できないという認識で推進のスタンスをとらないと議論が進まないと思う。		
委員	私も受益者負担金を払わずに、現状のままでもいいと思う。でも、それでは許してくれない。		
会長	住民の認識の変革が必要だ。審議会としても、受益者負担を決められるまでに、ものすごい資料と説明と審議委員の共通認識がいると思う。		

委員	町は百年先を見越して計画を立てているが、私たちは今年来年のことを考えているから、町の考え方にすぐについていけない。
委員	基本的にはつながなければいけないという法律になっている。
事務局	例えば、汲み取り式については3年以内につなぎ替えてください。また、単独浄化槽については遅滞なく接続してください。そういった根拠も、お示しする。
会長	基礎的な部分から説明を受けたいと思う。次回は、7月31日10時から2回目の審議会を開催する。それと、情報公開条例に基づいて請求があれば情報公開するので、この会議を公開にするのか、非公開にするのかということを14人の委員で決めたい。
委員	当然、議事はホームページや広報で出すべきだ。ただし、名前が特定できないような公開の仕方がいいと思う。この場合は発言者が特定できるので、公開しないほうがいいと思う。
会長	審議の公開はする。しかし、傍聴は非公開がいいと。それでよろしいか。
委員	公開するべきだ。住民、マスコミの傍聴もかまわない。他の審議会や委員会ではその場を公開するのが普通であるし、国などはウェブ配信すらしている。できるだけ情報公開しようという流れの中、後で議事録を出すという公開は、印象として審議非公開になるのでは。
事務局	忌憚のない意見を聞くために、発言者個人の名前が特定できないような公開がよいのでは。要綱では公開とされている。町議会でも、会議の内容については、できる限りホームページで公開をしていくと答弁している。
会長	審議会当日は非公開として、いろんな意見が充分に出る雰囲気の中で審議を進められればと考える。
委員	それでいいと思う。
委員	設置要綱の第6条の5に「会議は公開とする」とあり、会議と議事録がどう違うのか。会議は非公開で、その後、結果も非公開とする審議会はあり得ない。
会長	確認しておく必要がある。
委員	設置要綱の規定と矛盾がないのなら、私はいいと思う。
委員	会議の過程、結果は公開しないとだめだ。
委員	「会議は公開とする」は、会議自体が公開であるという感覚が普通では。
委員	「会議」という言葉を、会議の内容というように解釈したらいいのではないか。
委員	傍聴人に知人がいると、やはり傍聴人を念頭に発言するようになる。審議そのものを円滑に進めるために、やはり傍聴人がいないほうが自分の意見を率直に述べる機会が与えられると考える。
会長	14名の審議委員が意見を述べて中身のある審議会にするのが基本である。委員名を除いて文書の公開、ホームページ等の公開はするものとし、今日のような状態で2回目の審議会もいろんな意見を出してもらいたい。それでよろしいか。
委員一同	はい。
会長	次回、7月31日午前10時から第2回審議会を開催する。

第2回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日時	平成19年7月31日(金) 10:00~12:00	場所	藍住町合同庁舎301会議室
会長	本日の議題に入る。まず説明を受けたい。		
事務局	(下水道の概要について、スライドにより資料説明)		
会長	質問、意見はないか。		
委員	流域関連2市4町の中で、徳島市が算入していないとはどういうことか。		
事務局	下水道事業は、第1期事業とそれ以降に分けて全体計画を進めている。第1期では徳島市は工事をしていない。徳島市が参入するのは、第2期計画以降となる。		
委員	徳島市が入っていないために、負担金や使用料が上がるということはないのか。		
委員	徳島市は全体計画に加わっており、第1期事業でも2市4町で約束した建設負担分を出している。		
事務局	事業が始まる前に、藍住町は21.28%、徳島市は15.74%という協定書を交わしている。		
会長	徳島市の15.74%は、川内と応神と解釈すればよい。		
委員	藍住町の汚水処理も、過去の経緯がある。正法寺川の改修がされていない時の状況とか、浄化槽がかなり整備されてきた、そして下水道事業だから、難しい問題を含んでいる。		

委員	受益者負担金は少ないといいと思ったけれども、なかなか難しい問題だ。どうしたら公平になるのかなと考える。我々は受益者負担の額が低いということが一番。そして公平さ。
委員	算定方式について、面積割というのは藍住町では大変難しいのではないかと。新旧の住宅ではかなり差があると思うので、単一定額方式が採用しやすいと思う。合併浄化槽に補助金を出して推進して、年数があまり経たずにこの事業が始まった。その莫大な経費をかけて、すぐに取り壊してつなぐとなったら問題ではないか。合併浄化槽を整備した家庭はいりけれど、整備していない家庭は雨水と一緒にいるので、分離しなければならない。その工事費が果たして負担できるかどうか。町は補助金制度とか、貸付制度とかを検討しなければならない。下水道ができた地域では、まだ使用していないのに受益者負担を負うということもいかがなものか。加入するとしても費用を出せるかどうか。奥野地区が一番最初だから、そのあたりをはっきりしないと住民が混乱する。
会長	受益者負担金・下水道使用料の算定方法について、考え方を共有し意見を出すことにもう少し時間を取る。藍住町類似の郊外型市町で、面積割や単一定額方式を採用している、という例はないか。
事務局	そのような団体の事例を抽出し、データを整備できればお示しする。
委員	宅内排水管の改修の費用を、公的に補助とかしているところはないのか。
事務局	宅内の排水設備は、原則として個人負担で設置することになる。個人の排水設備に対し、融資をしている団体もあればしていない団体もあり、早期に接続したら補助金を出す団体もある。
委員	ある程度の公的補助がなかったら加入できない家がある。鴨島町の加入率は何%ぐらいか。
事務局	吉野川市の水洗化率は、処理区域の67.2%になっている。
委員	鴨島町は下水道ができて何年か。
事務局	平成4年頃の供用開始で、15年ぐらい経っている。
委員	私の聞いたところでは、鴨島町は50%を切っている。やはり引き込みが高いと加入してくれないので、個人負担は少額で全部が加入してくれるように公的な負担をしなくては。
会長	受益者負担金の算定方法について理解して合意することが大事と思う。加入促進をどうするかは次の段階なので、決まる前から加入促進の方法を議論できない。
委員	ごく少数ながら採用していない団体があるということだが、どのぐらい少数なのか。
事務局	公共下水道を実施している1,252団体のうち、都市計画法75条に基づく受益者負担金条例を制定しているのは1,240団体。特定環境保全下水道を実施している838団体のうち、地方自治法224条に基づく分担金条例を制定しているのは680団体。計170団体が条例を制定していない。
会長	高度経済成長時代に下水道を造った市町村は、安くできたとかで採らなかったのかもしれない。
事務局	時代背景とか、団体の考え方もある。例えば、東京都は全域が下水道整備されているため、「特定の」利益を受けている人がいないという考え方により、受益者負担金を採っていない。
委員	受益者負担金の根拠について、資料には「結果として資産価値が増加する」、「必ずしも地価の上昇に反映されるわけではない」とある。藍住町でも地価が上がるのか。
事務局	一般的には資産価値が上がると言われているが、例えば、農村部で下水道が整備されても資産価値が上がったかどうか実感のない方もいる。それで採用していない団体もあるのではないかと。
委員	すでに浄化槽があって不便がないところで、資産価値の増加が見込まれないとすれば、根拠が成り立たなくなってしまうことになる。
事務局	藍住町は開発がしやすい。既存の宅地は合併浄化槽で水洗化しているので受益がはっきりしないが、分譲地に新規に入ってくる方は、自費で浄化槽を設置しなくてよいので、受益はあると思う。
事務局	地価が上がらないのに受益者負担金を取ったとして、過去に行政と地域住民との裁判がある。判例では、特定の利益を受けているということで、行政が全て勝訴している。浄化槽は汚水処理施設で、下水道で処理しなければならないと言われている。
委員	藍住町は線引きがない。線引きのないところで都市計画事業と言われると、素人にはピンとこない。
事務局	藍住町は用途指定をしていないが、都市計画区域には入っている。
委員	この会は、一人でも多く入ってもらうために公的負担もする。そういうことは決めないのか。ただ負担金を決めるだけの会か。
会長	本日は、受益者負担金・下水道使用料の算定方法の仕方がこのような方法があるという説明を受けることにしたい。3回4回と審議する中で、そのような審議もしていかなければならない。
委員	上水道料金が1万円であれば、下水道は3万円、3倍ぐらいと徳島市内の人に聞いた。本当か。
事務局	全国平均では、水道料金は3,000円/10m <sup>3</sup> /月ぐらいと言われている。下水道は1,600円/10m <sup>3</sup> /月程

	度で、下水道の方が水道より安い。総務省は、上水道よりも処理原価が高い下水道の使用料が安いのはおかしいので、少なくとも上水並みの 150 円/m <sup>3</sup> 程度は徴収しなさいと言っている。
委員長	町外に住んでいるが、月額でいたい上水道料金 2,500 円、下水道料金が 1,500 円かかっている。一般的な藍住町内の家庭において、5 人家族で上水道料金がこれくらいかかっている。それからするとどれくらい下水道負担になるという数字が簡単に出ないのか。
事務局	合併浄化槽の場合の維持管理費は出ている。浄化槽法で決められている水質検査や汲み取り料、また電気代とかを含め、年間 6 万円ぐらい。それなりの費用負担がある。
会長	そのあたりのことも次回に説明してくれると、皆が共有できる。
委員	いろんな条件があるので、料金設定が難しい。
委員	基本的には、上水道料金から算定するのか。
事務局	上水道料金とは直接関係ないが、上水道使用量に連動して下水道料金が決まる。単価は上水道料金とは異なる。早くから下水道事業をしているところは、下水道料金が上水道と同等または安い。これでほとんどの団体が赤字になっている状況だから、総務省は適正化しなさいと言っている。
委員	基本的に、上水道の量から算定するのだろう。地下水を引いているところはどうなるのか。
事務局	上水道を使っている場合には従量制と累進制を適用し、地下水を使っている場合には、下水道条例の中に別途認定すると定め、定額制を適用する団体が一般的である。1 人あたりの平均水量を決めて算定するような方法になるのではないか。
委員	地下水認定に、メーターを入れている自治体もあるのか。
事務局	計量メーターを貸し出して、実際にどれだけ使ったかを計っている団体もあると聞くが、数は少ない。メーター数を確保しなければいけないし、メンテナンスもしなければいけない。
委員	雨水タンクなどは除外か。
事務局	雨水は使用料の対象にはならない。
委員	例えば、管渠工事費が 100 いる。その内 90 までは町が負担し残りの 10 について受益者に負担してもらおうというような説明をしたら、受益者に対して負担をお願いしやすいのではないか。
委員	区域内の宅地に公共ますを設置する際に住民にしている説明や、議会にした説明は。
事務局	当初に全体説明会を開催し、また工事前に受益地内を戸別訪問して説明している。平成 16 年には、当時の目安で受益者負担金は 15 万円程度、使用料は 140 円/m <sup>3</sup> 程度、その程度は最低限いるのではないかという説明をしている。町議会の全員協議会でも同様に説明している。
会長	受益者負担金が 15 万ぐらいになるかわからないが、使用料が 140 円ぐらいになるかわからないが、個人工事費が、いくらかわからないが、面積割によるのは受け入れられにくいと言ったが、15 万円というのは平均値か。
事務局	当時は、1 戸当たりいくらとか、1 マス当たりいくらという考え方で説明した。
委員	敷地によって負担が上がるというようなことは、受け入れられにくいと思う。
委員	次回に、取り付けの費用はだいたいどれくらいかかるのか、工事費がだいたい 1m 当たりどれくらいか、おおよその金額でも出してほしい。料金は、事務局が言っていた金額であればそれほど問題はないと思う。工事費に 50 万 100 万いるなら、すぐ加入するのは難しい。それと、先に加入した場合と、後から加入した場合の差額をつけるかつかないかという資料も出してほしい。
委員	受益者負担、使用料は算定方式がいく通りもあるものを、藍住町に当てはめてどれが一番公平かということを考えることが、利用してもらえないということになる。相当難しい気がする。
会長	藍住町ではこのような使用料設定が比較的好都合、というようなアドバイスもしてほしい。
事務局	意見の一つとして紹介はできる。
会長	次回、9 月 3 日午後 1 時半から第 3 回審議会を開催する。

第 3 回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日 時	平成 19 年 9 月 3 日 (月)	13 : 30 ~ 16 : 15	場 所 藍住町合同庁舎 301 会議室
会 長	受益者負担金について、事務局より説明を求める。		
事 務 局	(受益者負担金の根拠法令等について、スライドにより説明)		
会 長	受益者負担金を採用するかどうかから審議を始める。		

委員	すでに事業を進めていることを考えると、その費用を受益者負担金で賄うか、一般財源で賄うかという選択をする状況にある。国や県に求める考え方は、他市町村の住民に負担してもらうことになる。町内でかかる費用は町内で賄わなければいけないので、受益者負担金で賄うといいと思う。
委員	県に負担してもらうということは、他市町村の負担になるので難しい。藍住町の財政も苦しいようであるし、少くも負担してもいいのではないか。
委員	受益者負担金、これはその地域でいくらか負担しなければならないと皆は思っている。
委員	同じ意見である。ただ、工事費用が状況で変わるけれど30～120万円となっている。大きな金額を払わなければいけない人は、その上に受益者負担金があって高額になれば納得できないと思う。
委員	最終的には税金からになるので、その兼ね合いになる。住民から見れば、負担金は少ない方がいい。法律が古いのでそういう言葉になったのか、あなたは受益者で得をしているから払いなさいという言い方が、今の時代に合っていない。なぜ下水道かを考えると、孫子の代までに環境負荷を少しでも軽減しようという目的だから、言葉を読み替えると払いやすい。額によるけれど、理解いただかないと進まない。
委員	鳴門市では工事費含めて最低が50万円、最高が130万円と聞く。工事は仕方ないかもしれないが、受益者負担金が10何万円というとなかなか難しい。全部負担では無理である。
委員	住民の100%が加入するのであれば、都市部では受益者負担金ではなく税金で賄う議論もある。
委員	町税で賄う場合、財源を捻出する必要がある。下水道会計の中で賄うとすれば、受益者負担金を採らなかった場合、使用料に跳ね返る。
委員	板野町、鳴門市では受益者負担金を採用するように進んでいる。土地面積が1戸当たりかはそれぞれ異なるが、藍住町で一番いい形を皆で話せばよい。
会長	いくらになるかは別にして、採用するかしないかについてもう少し議論したい。
委員	「資産価値が増加する」は理解しにくい。環境改善は理解してもらえないのではないかと。一般的に言われている自治体の状況の中で、全て税で賄うことは不可能だと思う。加入者がいくらか負担をするというような方向で話を進めていかなければ難しいのではないかと。
委員	財政状況が相当厳しいということはそのとおりで、我が家が出したのものについてはある程度の負担を求めなければいけない。受益地が一度に全部できるというわけではないので、税という話は難しい。
委員	任意加入か100%加入か。任意加入であれば、また話が違ってくる。
事務局	下水道法第10条で、「遅滞なく」つないでくださいとなっており、強制加入と考えている。
委員	罰則はあるのか。
事務局	罰則はある。適用している自治体はないと聞いている。
委員	どんな罰則か。
事務局	法令上、自治体に改善命令を出す権限がある。命令を受けてこれを聞かない場合、罰金が科される。
委員	「決まりがあります」と言ってもいいのでは。
会長	皆の意見では、採用するというところで試算の検討に入ってよいか。
委員	下水道の恩恵は長期にわたり、その費用負担も起債という借金により長期にわたって負担する。例えば、新しく都市計画税みたいなものを入れて、そのつど分割して税金で50年60年かけて集めるというように、受益と費用負担の期間を一致させる考え方もできる。受益者負担金では、その時に一括負担する形になるのでは。支払能力との関連になるが、受益と費用負担の期間を一致させることから税というやり方もある。受益者負担金を採る、採らないという議論ではなく、費用負担のあり方の中で考えてみてほしい。例えば、都市計画税みたいに固定資産税に上乗せして、だいたい20年くらいで同じだけ取ったらどれくらいになるのか。
事務局	文献では、「都市計画税は都市計画区域のうち、市街化区域内にある土地、家屋の所有者に課される目的税であり、都市計画事業全体の経費であるため、下水道事業のみに用いられる受益者負担金とはその性格を異としている」とある。
委員	何期にも分けて下水道事業をしている。今の地区が50%しか入らなければ、後は入ってくれない。最初が肝心だ。
委員	とにかく加入してもらわなければどうしようもないが、現実に浄化槽もついているし、排水も流れているのにどうしてと、その切り替えが非常に難しい
委員	町は加入について、いくらいるという試算の説明はしていないのか。
委員	おおよそこのくらいというある程度の話はしている。

委員長	10万円ぐらいは出すかもしれないけれど、50万円といったら入らない。
委員一同	いくらになるかはこれから検討するとして、受益者負担金は必要ということで進めてよいか。
会長	了承する。
会長	続いて事務局より説明を求める。
事務局	(受益者負担金の算定方式についてスライドにより説明)
事務局	算定方式によって試算が変わるので、まず方式を審議してもらいたい。
会長	前回に方式の説明があったが、事務局によると面積割方式と単一定額方式に絞り込まれる状況である。面積割方式となると問題点はあるのか。
事務局	面積割は、大地主ほど負担が大きい。土地を広く持っていて、排除される生活排水の量、受益は普通の家庭と変わらないという考え方がある。面積に比例するより一世帯いくらという考え方が住民も納得しやすいこともあって、近年、単一定額方式を採用している団体が多いものと思う。
事務局	かつての下水道は、雨水も含めた合流式が多かった。ところが、近年は雨水と汚水を分けた分流式が主流になっているので、資料でもこのような結果が出てきていると思う。
会長	藍住町で採用するのなら、単一定額方式がわかりやすいとか説明しやすいとかいうことはあるのか。
事務局	説明するには簡単明瞭がいい。面積割では、実測面積と登記面積が違うとか、いろいろな問題も出てくる。それと、農地については徴収猶予が必要になる。
委員	一長一短あると思う。農家と住宅が混在しているので、面積割はかなり不平不満が出てくるのでは。藍住町は単一定額方式の方がなじむのではないかという気がする。
委員	藍住町の下水道は雨水を流さないのに、㎡当たりで払うということが理解できない。単一定額方式でいいと思う。
事務局	以前は都市部の住宅密集地が多く、ほとんど面積割だった。面積割は、受益地、例えば藍住町は約90haを整備するのに要した費用を面積で割り戻す方式である。ただし、農地に汚水の受益はないので徴収猶予となり、宅地に変わるまで徴収しない。
事務局	分流合流の話が出たが、受益者負担金のそもそもの考え方は、土地の利用価値が上がるということである。土地を広く持っていればそれだけ受益を受ける、ということが面積割の考え方。郊外の町村であれば、必ずしも面積に比例して受益があるとは限らない。土地が広くても狭くても汚水量は一緒だから同じ単価でいいという考え方もあり、単一定額方式が増えていると。大都市と郊外の土地を比べられないが、自治体にあった算定方式を選んでいただきたい。
会長	単一定額方式で検討するよう、審議を進めてもよいか。
委員	反対する。単一定額方式は不公平きわまりないと思う。やはり広い土地に住んでいる人と、20坪くらいの建売に住んでいる人で受益が同じとは思えない。本人が自覚していようがしていまいが地価は上がる。それは市場が決めることで、本人が利用していないだけである。受益者負担という考え方を受け入れて議論を組み立てる以上は、面積割だと思う。
会長	面積割の理論はよくわかるが、藍住町においてはどちらが説明しやすいか。
委員	市内で土地を買った経験があるが、下水道があるから地価が高い、ないから安いということはない。資産価値が変わらないことから、面積割は非常に説明しにくいし、納得しにくいと思う。
委員	下水道の有無と資産価値の関連について、データはないか。
事務局	全国的に統計を取ったものは存在しない。確かに大都市では下水道があるかないかによって違うが、全国で同じかと言ったらそうではない。資産価値が変わらないという実情があるのであれば、それが藍住町の実情では。
委員	第1回に固定資産税が上がるかと質問して、事務局が答えた資料がある。固定資産税は土地の価格を基に課税しており、概ね3%程度は上がるという説明であった。
事務局	「供用から相当の年月が経過している都市部の例によれば、下水道の有無によって±3%程度の価格差を設定している事例がある」と回答している。
委員	汚水にもメーターをつけて、基本料金を決めて徴収すればいいと思う。
委員	汚水メーターの検針費用がいる。上水道メーターにすれば、上水道の検針に連動して徴収できる。上水道メーターを1回だけ計る方が管理コストが安くなるので、一般的には上水道メーターが多い。塩水化している場所は上水道しかないが、地下水が出る場所はどうか議論されている。

委員	藍住町には大きな屋敷がたくさんあるが、子供が都会に出て高齢者が一人いるような世帯は、面積方式は大きな負担になる。流す量はそんなに変わらないと思うので、単一方式の方がいい。
会長	単一定額方式を採用したらという委員が多いが、次に移ってよいか。
委員	待ってほしい。汚水の排出量は下水道の使用料で費用負担する。たくさん流そうが流すまいが敷地前には管はあり、それによって資産価値が上がる。受益者負担金とは別に、使用料で汚染者が汚染した分を負担する二本立ての仕組みと私は理解している。懸念されているのは、地積が広いと負担が増えるので単一定額が得だということと思うが、私は公平感からして面積割がいいと思う。農地は収益を上げているので住宅ではない。収益を上げるためものだから、大きな家に住んでいるということとは意味が違う。面積割と単一定額で意見が割れるなら、区分定額方式と比例方式もあるので、より実態に適した賦課方式を他に模索してもいい。区分定額方式が全国で70団体のうち平成10年以降35団体と近年多めに採用されている。比例方式は9分の5。面積割は近年利用傾向が少なく、上位2つを検討するとすると単一定額方式と比例方式になる。
委員	合流式が最初に進んで面積割ができて、そのままの市町村がかなりあると思う。あまりに事務が複雑になってトータルの管理コストを押し上げるのであれば、不合理であるということが出てくる。合理性のあるものを追求すると一番いいと思うが、付随する作業も考えなくてはならない。
委員	事務処理を軽減していくというのも重要な問題であると思う。
会長	どこかで審議会の結論が必要だ。
委員	両方の中間を取って、50坪以下は少し安くするとか、それ以上は少し高くするというように分けてもいいと思う。
会長	面積をもって分けるというような意見が出た。これくらいから、これくらいという枠で答申にすることになるかと思うが、言葉としてそれを置くか。
事務局	例えば、50坪以上については段階的な定額方式というのは、考え方のひとつとしてできなくはない。事務局でも議論をした結果、単一定額方式がいいのではとなった。
委員	何反もあるような大きな家と30坪の家では違うではないかということがある。だから、2つの方法にしたらいいのではないのか。
会長	受益者負担金は採用するというので、どの方式か、面積割と単一定額というところを踏まえながら、試算に進んでよいか。それとも、賦課方式を決めるか。
委員	賦課方式を決めてから進むべきでは。明瞭簡潔に説明して住民が納得するようにしないといけない。合流式は別として、分流式は宅地が広くても汚水量は同じであれば汚水だけを柵に入れるので単一定額がいいという気はする。大きな企業も1戸になるけれども使用料は多い、家は大きくてもみんな出て行ってしまって高齢者だけが住んでいる、宅地が40坪でも家族は多い、そういうことを考えたら、単一定額の方が説明しやすい気がする。
会長	長時間に渡って方式を審議しているが、これを多数決で決めるという手法はよくないと思う。できれば意見によって方式を決定したい。
委員	多数決はどうか。もう少し意見を聞いては。
会長	第1期認可区域内に住んでいる委員2名は単一定額方式に賛成だったと思う。
委員	単一定額方式でいいと思う。
委員	工事に当たり町が事前に説明しているから、ある程度皆が理解していると思う。加入にいくらかかるかということより接続にいくらかかるかということを心配している。内部工事の負担が重くて入れないのではないかという意見が多い。私は単一定額方式の方が、説明しやすく理解してもらえるのではないかと思う。
委員	どの方式にしても、厳密な意味で正解はないと思う。単一定額が納得しやすい気はする。
委員	単一方式でいい。加入しやすいようにしてもらわなければいけない。
委員	私も単一方式でいいと思う。下水道ができることによって地域の環境が良くなる面は同じ。資産価値の増加という言い方は問題がある。私の集落では、神社やお寺のお金の割りとかを大きさとかで決めていた。しかし、農業所得者とサラリーマンの所得はそんなに変わらない、かえってサラリーマンの所得が高いのではないか、それで割りを同じにしようという意見がある。あまり区分をつけられるのは好ましくないという風潮もある。そのあたりから考えて、単一定額方式でいいのでは。
委員	農家は下水道に入ると思う。入りにくいのは新興住宅地の人で、何か方策を考えなければいけない。鴨島は10何年経って50%、それではだめだと思うので。

委員	受益者負担と使用料は別物で、流量とか環境負担は使用料でお願いしたい。管を通した結果として、当該地域の資産価値が増加するという。住民全体で例えば 100 億負担すると決まったときにどう割り振るかという問題で、大きな屋敷の方は面積割だと負担が多くて、単一だと減る。減る部分は小さい家の人が負担するわけで、不公平を感じる。あくまで資産価値という前提に立って負担を決める。公平を多少犠牲にしてもわかりやすさをとるといって、やはり公平が第一であると思う。
委員	公平を犠牲にするわけではない。トータルコストを少なくするというのを考えないといけないという意味で、単一定額方式は公平性が失われるかといったらそうではない。合理性があると認められて、39%ぐらいになっているということデータを示している。
委員	事務局は、単一定額ではない他の方式を模索した時に、検討したけれどコストがかかるのではないかという話であった。このデータをどう見るか。面積割は1,048、平成10年以降202と。単一定額は411、平成10年以降258と。過去はほとんど面積割であったが、近年はそれぞれの事情によって決めているために%が減っているというふうにも見える。過去に1,000も面積割があったというのが%に響いている。公平か効率かという議論は、しても仕方がないと思う。
委員	県下では藍住町みたいなところがない。
委員	線引きしていない藍住町にあった方式をしなければいけない。他の町は、都市計画決定できているから、藍住町はちょっと違うので単一方式でないかと。
事務局	藍住町は、全域が都市計画区域にはなっているけれども用途指定がなく、一定の条件さえ満たせばどこでも宅地開発ができる。認可区域の範囲の中でところどころ認可から外している。そこが宅地になって家ができて、認可区域でないから加入しなくてもよいことになる。
委員	認可区域に入っている人だけが対象になる。道路を挟んで、こちら側はいいけどこちら側はいいけません、ということになる。そういう中で、面積割にするのはどうか。
委員	認可区域内で、現在、農地のところは入ってない。
事務局	農地でも入っているところがある。
委員	それはなぜか。
委員	広い農地のところは外しているけれど、宅地、農地、宅地というふうになっているところ。
委員	宅地に挟まれた農地は入っている。そういうようにして決めているのか。それならば、認可区域に入っているところは、面積割にした場合はもらわなければいけない。
委員	藍住町の場合は難しい。道路さえあれば農業振興地域から除外でき宅地になるという特殊な事情がある。
委員	面積割で決まったら、そういう農地の所有者も課される。
委員	払わなければいけない。
会長	住宅が建っていて、その敷地内に宅内配管して引き込む。それに対する受益者負担が基本。
委員	線引きができていて、この地域は宅地、というのであればしやすい。
委員	先ほどから、藍住町が特殊であるということは合意できている。藍住町が特殊で事情が違うにもかかわらず、従来の方式を当てはめようというところに無理がある。特殊でないなら他の似たところのまねをすれば済む。ところが特殊だという話であれば、従来のやり方は合わないと思う。
会長	該当地域の方も単一定額方式が藍住町にふさわしいという意見ではある。
委員	単一定額方式は、住宅の広さにかかわらず汚水の量は変わらないとして汚水量を受益者負担金に結びつけることがわからない。これは使用料ではないか。汚水量は使用料に反映されるので、二本立ての料金設定になっていると思う。量だけであれば料金だけでよく、受益者負担金はいらぬ。
会長	使用料の算定の議論をいつかすることになると思うが、使った分だからそれは難しくない。
委員	使用料は使った量のはずであると思う。
会長	これという方式はないか。
委員	算定の仕方として固定資産税の課税標準を使ったらどうか。概ね地価が反映されているし、用途別に差をつけてあるので、土地の種類にあった単価が設定されることになる。土地の種類とか現況に応じて単価設定し、受益者負担金を継続して負担能力の範囲で行う。
会長	事務局、今の意見はどうか。
事務局	少し時間をいただけないか。
会長	公平さや町民にわかりやすく説明できるということが大事なところ。どうしてそのような金額になるのかという問いに対し、何かよくわからないうちに多数決で決めた、では具合が悪いと思う。



委員	できれば、次回に面積割とか単一定額方式で、それぞれのメリット、デメリットを示してほしい。
会長	藍住町では、どういうメリット、デメリットがあるという数値が出たら実態が見えやすい。その方式そのものにメリット、デメリットがあるけれども、それが藍住町ではどうなのか。
会長	休憩を取る。  (休憩)
会長	再開する。単一定額方式でいいのではないかという意見が多数である。雑談で、答申だから2通りあってもいいという意見があった。それでは審議会の答申にならないので、多数決に近い形で単一定額方式と決定した、しかしこういう意見もあったという答申がいいのではという意見もあった。本日は意見を出し、改めて会議を開いてはどうかという意見もあった。多数決であれば最終的には決まるが、審議会は決定するのではなく町長に答申をするわけで、審議を重ねて負担金の額は幅を持たせた答申になり、賦課方式についてその可否を決めて答申ができればよいのではないか。もう少し検討するにあたり事務局より資料を出せるか。
事務局	もう少し内容を聞いたうえで。
委員	今までいろいろ意見が出てきて、単一定額方式という意見が多かったと思う。したがって、答申案としてはその方向で、また、いろいろな意見は尊重して付議したらよいと思う。
会長	次へ進んだ時は、単一定額方式をもって検討するというところでよいか。
委員	私はそういう意見。付議事項として意見を尊重したような内容を答申したらと思う。それで了解をとれたらこの問題は解決するのではないか。
会長	審議委員が十分な検討をし、意見を取りまとめて答申をするというのが役割なので。
委員	言いたいことを言ったが、最終的には会長の判断に従う。多数決も会長の判断で決めてもらえれば、それ以上、何か言うつもりはない。
委員	鳴門市が、面積割にしたいきさつは聞いているのか。
事務局	直接は聞いていない。
委員	単一方式が全国的に多い中で、隣の鳴門市が単一方式でないのは何か理由がある。それも聞いた上で、次回に決めたらどうか。
委員	大事な問題だから無理に決めなくてもいいと思う。今回で決めなければいけないわけでもないの、次回までに鳴門市の状況も聞いておく。その時に判断をしたらと思う。
会長	受益者負担金について随分議論した。受益者負担金を採用すると決まった。次に賦課方式が決まっていな。今日はいろいろな意見を確認して、次の会議で、隣接町村も含めた方式、面積割方式を採っている鳴門市の状況も聞き、藍住町の受益者負担金の賦課方式を決定したいが、よろしいか。
委員一同	はい。
会長	次回、10月4日午後1時半から第4回審議会を開催する。

第4回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日時	平成19年10月4日(木) 13:30~16:10	場所	藍住町合同庁舎301会議室
会長	前回に引き続き、受益者負担金について審議し取りまとめた。		
事務局	面積割方式・単一定額方式の長所、短所を挙げてみた。また、2市4町の中で鳴門市、板野町の審議会答申及びその理由について取りまとめた。		
会長	板野町では単一定額方式を採用、鳴門市では面積割方式という状況である。		
委員	藍住町の下水道は汚水のみで雨水はない。これを念頭において賦課方式も考えなければならない。		
委員	前回、本町の場合は単一定額方式がいいのではないかという意見が多かったし、私もそう感じる。		
委員	都市で民家が密集しているようなところであれば、最大限の土地に家を建てている。しかし藍住町で考えたら、面積割にすればかえって不公平感が増大すると感じる。		
委員	私は単一定額方式がなじむのではないかと思うが、ただ、根拠法令の都市計画法75条を見ると面積割にも説得力がある。下水道ができると、将来に資産価値がどれくらい上がり、資産価値の増加をどう求めるか。最近、県の地価調査の評価額が出ており、藍住町では5%から6%ぐらいダウンという結果であった。下水道が供用しているある地域のダウンだけが少ないということがわかればいいが、私はそんなに変わらないと思う。そうしたら、地価に影響がないなら、一番受け入れやすいの		

会 長	は単一定額方式だと思う。
委 員	全国とか他町村ではなく、現実に藍住町においてどうかという議論にしないと議論にならない。5年先、15年先、30年先とはいかないので、目の状況で議論を深めたい。
事 務 局	前回も、委員の大半が単一定額方式であったと思う。藍住町の現況は、年間250戸から300戸の家が建つ。すでに家が建っている所とこれから宅地になる所とはいろいろと違う。これから宅地分譲される所は下水道につないだらいいだけということで高く売れるかもしれないが、すでに家が建っているところは地価の上昇といっても受け入れられないと思う。藍住町全体を考えてみれば単一定額方式の方が説明もしやすいのではないか。地価の上昇について説明してほしい。
委 員	簡単に言えば、短期的にはあまり影響はない。しかし長期的にはだんだんと出てくるであろう。平成21年度供用開始の区域は、すぐに地価が上昇しないのに受益者負担金を払ってくれるのだろうか。将来的には地価の上昇があるかもしれないけれど、すぐではないのであれば地価の上昇ということの前面に出さなくてもいいのではないか。
委 員	今の時点で、私たちは地価の上昇は一切念頭にない。むしろ、家ごとにどれだけ汚水を出してどれだけ恩恵を受けるかと考えたら、宅地の大小によらずほぼ同じ量だから単一でいいと感じる。
委 員	どこに着眼して都市計画法の受益とするか。藍住町の場合、大都市ほど明確な市街地はなく、はっきりと地価上昇に結びつかない。地価の上昇分は、ある意味、固定資産税等でも賦課するわけで、受益者負担金で取らなくていいのではないか。現実の受益は、家を建てた時にそのままつなぎ込めるといことからすると、マスの数で出していく単一方式の方がいいのではという気がする。
委 員	鳴門市の友人に聞くと、300坪と50坪が単一方式ではおかしいという人が多いようである。
会 長	藍住町に置き換えて議論をするとどうだろうか。
委 員	前にも述べたが、50坪以下は下げるとか方策を採った方がいいと思う。
委 員	単一定額方式とするにしても、中身の検討があってもいいのではないかと。
委 員	前回も述べたが、住宅地が線引きできているところでは面積割もありえるが、藍住町は線引きがない。今の下水道計画の中でも、隣同士で計画内外というところがあるが、隣地で地価が違うということはありえないと思う。地価が上がるとは思えないし、藍住町全域が事業区域になっている。そういう中で面積割は非常に難しいと思う。
委 員	地価上昇がないとすれば、雨水は流さないのに面積割というのはおかしい。雨水も流すのであれば、面積割でもいいと思うが。
会 長	意見は出たと思う。単一定額方式が藍住町では一番なじみやすい、説明もしやすいという意見で集約されたのではないか。その中でも検討の余地はあるのではないかという意見があるが、審議会は、単一定額方式を答申するという事でお諮りしたい。
委員一同	いいと思う。
会 長	では本審議会としては、受益者負担金の方式として、単一定額方式を採用するという審議に至ったという答申にする。審議の集約ができたので、次の説明を求める。
事 務 局	(受益者負担金の算定対象となる事業費の範囲及び負担金の単価について、スライドにより説明)
会 長	意見を求める。
事 務 局	第4案の場合、藍住町では下水道の認可区域以外では、合併浄化槽の補助金を出している。これは5人槽の場合で、総事業費が約90万円弱のうち、藍住町では294,000円の補助を出している。それを引いた残りの部分が個人負担となるので、比較として掲載している。
会 長	第3案をもう少しわかりやすく説明してほしい。
事 務 局	第1期の下水道事業の総事業費約43億円のうち、約50%は国庫補助金。残りの50%については起債、いわゆる借金で建設する。各家庭につながる末端部分の経費は町単独事業となり、この費用に1億4千万円あまりを見込んでいる。この部分を受益地内の戸数で割り戻すと123,523円になる。
会 長	供用すれば、1軒1軒に説明していかなければならない。その際、わかりやすい説明が大事と思う。
委 員	長期にわたって事業を進める上で、開発が進むということ想定した戸数か。
事 務 局	藍住町の全体計画面積873ha、処理人口35,000人を整備していくのに数十年という非常に長い期間がかかる。その中から、第1期事業区域内に想定される戸数が1,168戸。これは概ねの数字である。
委 員	1軒の家に世帯が2つあるところは、1戸か、2戸か。

事務局	受益者負担金は、建物ではなくて1戸にかかる。2世帯住宅を建てている家でも、桁は1つしかいらないなら1戸。隣に新宅を建てた場合は2戸になる。計算上、非常に把握するのが難しいので、便宜上このような数字が出ている。
委員	どう説明を受けてもわかりにくい。第2回審議会の際、計画説明会や戸別訪問によって住民に15万円程度と説明していると聞いた。例えば18万円だったら、前の計画説明会と違うという話になる。それから考えると第3案しかないのではないか。あと、資料に「末端管渠整備費の一定比率」とあるが、これは何らかの率を乗じて対象事業費を勘案するのか。
事務局	一定比率とは、例えば50%であれば、末端管渠整備費の半分を対象にするということである。今回は全額の100%で試算している。
会長	どちらにせよ、町民の税金で賄う。全町で下水道が普及するわけだから、遅かれ早かれ平等ではないかということになるが、その比率を下げると早く受益があった住民の分を他の町民が賄うということになる。末端管渠整備費を100%賄うとすると123,000円ぐらいになる。
委員	第3案が一番わかりやすい。全事業費が43億円で、うち末端管渠整備費が1億4千万円ほど、これを該当受益者の戸数で割ると12万円。そこまでは納得しやすい。受益者負担金がある、宅内配管もいる、使用料があるということになるので、普及率を上げていくのは大変だと思う。
委員	額からすると誰しも123,000円になると思う。123,000円は、第1期区域だけの金額なのか。
事務局	全町的にその額になると思われる。
委員	そうであれば、全町的な末端管渠整備費を全町的な戸数で割らなければ、90haだけで全町を決めるとなると、説明しにくいのではないか。
事務局	後で極端に変わった場合は、第1期、第2期というように負担区を分けて、別に算定はできる。
会長	2期、3期になればだんだんと下がっていくということは考えにくい。まず上がると思う。
事務局	おそらく上がる。整備が進むほど国費補助率が下がり、町単独費の末端管渠整備費が増えるので。
委員	最初に使用料でも建設費の一部を賄うという説明があった。受益者負担金を低く抑えたため使用料が高くなるとか、全国的な受益者負担金と使用料と町の持ち出しとかについての資料はないか。
事務局	国の統計はあるが、受益者負担金の単価と使用料の関連性を裏付けられるものではない。基本的に建設費は下水道使用料で回収するので、建設費の一部に充てた受益者負担金が減れば、使用料で回収すべき額が増える。回収額が増えると使用料単価を上げる、あるいは回収期間が長くなるか、どちらかにならざるを得ない。回収額は決まっているので、それを受益者負担金か、使用料かということになる。
委員	金額的に一番安いほどいいと思うので、12万円の案がいいと思う。議会に出す時に、町がその説明を検討することになる。
事務局	最近の報道では、板野町の答申は財政事情等を勘案して、町はこの範囲内で決めなさいと幅を持たせた内容であった。鳴門市も同じ。それで町は議会に提案し承認をもらうことになる。
委員	例えば、10万円から15万円の間という答申をすればいい。
会長	9月20日付の徳島新聞によると、板野町では加入金は129,926円から258,988円までと答申している。本会もこれぐらいからこれぐらいの中で検討してくださいという答申にしたい。
委員	12万円でもいいのではないか。
委員	町で使用料を少々負担する場合、財源として受益者負担金を上積みするという考えではないのか。負担金を余分に集めることなく、町は使用料について協力しようということか。
委員	そうではなく、財政的に受益者負担金と使用料に関連があるので、全国的にどういうケースが多いのかと思った。
会長	例えば、受益者負担金を13万円もらいたいが、7万円にしたら6万円安くなる。そこで㎡あたり使用料を少し高くもらって受益者負担金を回収していく、という方法にすれば、加入促進は良くなるのではないかという考え方もある。
事務局	なぜ鳴門市、板野町において幅をもたせているのかということ、その時の財政状況がある。安い方がいいとなると、その差額は町の一般財源から投入しなければならない。他の施策に使う財源を下水道につき込んでいいものなのか。第3案を中心に、例えば第2案から第3案までで財政事情を加味して考えるという内容が町としてはありがたいかなど。
会長	1期目が決まったら、10年先、15年先でもそれでいくのか。それも含めて、例えば123,500円から184,000円の受益者負担金を検討してはどうかと答申すると、今の段階で意見をまとめたい。

委員	第2案と第3案の間で決めるということで、12万円から18万円かどうか。
委員	金額は万円単位でいいと思う。
委員	鳴門市は1円単位まで答申している。根拠を問われたときに必要ではないかと思われる。
事務局	桁数については委員で決めて差し支えない。
委員	ベターは第3案だけれども第2案も捨てがたいのでこれだけの幅を持たせた、というのならいいと思うが、ただ単に第2案から第3案の間ではだめではないか。この審議会で第3案がベターとなったなら、それでいくしかないのではないか。
委員	第2案と第3案の間という根拠がない。第3案がいいと言うのはわかるが、第2案と第3案では算定方法が全然違う。なのにこの間というのはおかしくないか。
事務局	心情として誰しも安い方がいいけれど、町は相当の一般財源投入をしなければ事業は成り立たない。その時の財政状況にもよるが、ある程度の幅はあるのではないか。これをきちっと決めたら、お金がなくても考慮の余地もなくそうしなくてはならない。
委員	123,523円と184,071円の幅を持たせる根拠がある。ここでは第3案がいいということになった。第2案も捨てがたいということでなければ、この説明がつかないと思う。
委員	供用したら必ず大金を一般財源から出さなければ成り立たない。安いに越したことはないが、3年で下水道が全部できるのならいいけれど、できないと思う。その中で33,000人のうち3,300人に費用をつぎ込まなければならず、理由がたつようにしておかなければならない。住民は安い方がいいし、それで普及したらいいが、ある程度幅を持たせておかなければ検討できないのではないか。
会長	休憩を取りたい。
	(休憩)
会長	再開する。幅を持たせた答申でどうかという意見があるが、取りまとめたい。答申の後、町が最終的にいくらと決めると思うので、我々の答申として第2案と第3案という幅も必要では。第2案と第3案の中で検討してくださいという答申にしたいと思うが、よろしいか。
委員	最終的に議会が決めるけれども、答申する以上、尊重される内容にしなければならず、全く無視されても困る。議会にも加入する町民にも理解してもらえる内容で答申をするべきだ。第2案と第3案になるけれど、1円まで出すと資料の丸写しになる。根拠はある程度理解してもらえないかと思うので、最低でも千円単位で切って、幅を持たせて答申したらいい。
会長	第1案、第2案、第3案を検討した結果、第2案と第3案をもって答申としたいが、よろしいか。
委員一同	了承する。
会長	最終的に答申案の段階で、今の意見を尊重して決めたい。では議題2について、説明を求める。
事務局	(受益者負担金の減免と徴収猶予について、スライドにより説明)
会長	徴収猶予、減免措置について、どの程度の答申をしているのか。
事務局	隣の板野町では具体的に示していない。受益者負担金を納付することが困難な者等については徴収猶予を、公共の用に供する土地等については減免措置等の緩和策を検討する必要があるという答申になっている。内容は条例や規則で決めることになり、全国的にほぼ同様である。
会長	答申の文言は大枠の文章表現となっている。答申として、徴収猶予についてはそのような文言を入れたものにしておきたいと思う。減免措置について意見はないか。
委員	「企業用財産」とは何か、具体的に教えてほしい。
事務局	一般財産とか行政財産とは違う公営企業の財産という意味で、行政が特別会計で独立採算でしている事業である。公営企業法を適用しているような事業について適用される。
委員	民間企業という意味合いではないのか。
事務局	そうではない。
委員	社会福祉法人も入るのだろうか。
会長	社会福祉法人とかNPO法人などの団体の施設を減免措置するのか、ということも議論があれば。
委員	社会福祉法人でも、例えば社協とかはいいと思う。民間でも老人介護施設、老健とか特養とかグループホームとかは社会福祉法人が経営している。

事務局	社会福祉法で行う事業で、文言どおりにいけばこのようになる。社会福祉法ではなく介護保険法等に基づいて事業をしている施設もある。
委員	社会福祉法人が経営する施設である。
事務局	文言を取ってしまえば該当になるけれども、残したままであれば該当しない。
委員	個人や一般企業が経営している社会福祉法人は、減免の対象にはならないということだろうか。
委員	この5番の企業用財産ということを確認にしなければ、何年かしてわからなくなるかもしれないので、はっきりしておくほうがいい。
委員	これから先に、NPO 法人がどれくらい設立されるかわからない。例えば私が NPO 法人を設立したら減免措置の対象になる。NPO 法人を公共の法人として認定するのはどうかと思う。
会長	町の体育館などに NPO が事務所を持ち、かなりの使用率があって独立採算しているというものもある。私は減免措置にはならないと思うが、社会福祉法人についてしっかり議論しておく必要がある。
事務局	これはあくまでも事例であり、必ず減免というわけでもないし、ここにはないから減免できないということでもない。こういった内容のものについて減免するかについては、行政が検討する。
会長	板野町の答申文を再度参照して意見を出し、議論を閉じていきたい。
事務局	徴収猶予及び減免措置等について、所有する土地等の状況や災害・盗難及び病気等により受益者分担金を納付することが困難な者等については徴収猶予を又、国また地方公共団体が、公共の用に供する土地等については、減免措置等の緩和策を検討する必要があると考える、という文言である。
会長	答申案でもう1回検討するとして、今のような文章で進めたいと思うが、それでよろしいか。
委員	土地の状況というところは、省いてもいいのでは。
委員	先ほどの趣旨からすると、土地の状況というのは、係争中の土地というように限定的な言葉がいい。
委員	代わりに具体的な文言を入れるとしたら、それらを全部書かなければならなくなる。
委員	適用がない方がいいから、限定的に係争中の土地という文言にしたと思う。おそらく徴収猶予や減免措置を入れることに反対する意見はないのでは。
事務局	「所有する土地等の状況や災害」という前に「係争中の土地など所有する土地の状況や災害」というように付け加えたらどうか。
委員	土地の状況というのは1番も入っている。係争中の土地だけではない。
委員	それほど細かく書かなくても、先ほどの文言でもいいのではないか。
会長	答申の文章と、意見を議論することとは分けて考えたい。減免措置と徴収猶予については、答申案を見た上で考えたい。次回、11月5日午後1時半から第5回審議会を開催する。

第5回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日時	平成19年11月5日(月) 13:30~16:30	場所	藍住町合同庁舎301会議室
会長	本日は使用料について審議する。最初に事務局より説明を受けたい。		
事務局	(使用料について、資料とスライドにより説明)		
会長	説明について質問はないか。		
委員	藍住町は資本費(285円/m <sup>3</sup> )より維持管理費(373円/m <sup>3</sup> )が高い。他団体の全国平均、四国平均では資本費の方が高くなっており、藍住町は何か特殊な事情があるのか。		
事務局	公費負担のうち「分流式下水道等に要する経費」が最近にできたので、この統計時点ではまだ適用されていないのでその差が出たと思われる。今回の試算は、資本費の50%を公費負担としている。		
事務局	供用開始から5年間の試算で、最初は流入水量が非常に少なく維持管理費が相当に割高になった。例えば、H21年度では維持管理費が2,362円/m <sup>3</sup> となり、全国平均とは違う数字になってくる。		
委員	分母になる有収水量は両方とも同じなので、関係ないのでは。		
事務局	流入が1m <sup>3</sup> でも100m <sup>3</sup> でも処理場に配置する人員数はほとんど同じで、最初はスケールメリットが働かない。たくさん入ってくればスケールメリットが働くようになり、単価は安くなる。		
事務局	維持管理費は、ある程度整備してしまえば年々継続して水量が増えて安くなるけれども、資本費については、エリアを広げるために追加で設備投資をするのであまり変わらない。		
委員	流域下水道維持管理費負担金の運転費用や藍住町の負担割合はどのように決まるのか。		
事務局	現在、協議中である。終末処理場の単年度運転する費用を徳島市を除く1市4町で負担し、藍住町		

委員 事務局 会長	<p>の負担割合は17.38%として試算した。          運転費用が高いのでは、効率的な運転で経費を下げられないかという交渉をしているのか。          そのような協議もしている。</p>
委員	<p>1市4町だから、5で割れば20%になる。そういうふうなことから17.38%になるのだろう。          「高資本費対策に要する経費」の、公費負担と交付税措置を完全に受けるとはどういう意味か。公費負担とは町のお金を使うということでは</p>
事務局	<p>公費負担でも、後に交付税という形で戻るものと戻らないものがある。ここでいう公費負担は、赤字を町税で賄うものではなく基準財政需要額に算入されて国から交付税で戻るものである。完全に受けるとは、全国平均使用料単価を仮に150円/㎡とすると、掛ける1.5の225円で割り落とされる。よって225円/㎡に満たない設定をした場合は、結果として「高資本費対策に要する経費」に対する交付税が減額される。225円/㎡以上の使用料単価であれば、全額が交付税対象となる。</p>
委員	<p>平均の1.5倍以上に設定をして満額受け取ろうとしている団体はどれくらいあるのだろうか。平均の1.5倍以上というのはかなり厳しい水準だと思う。</p>
会長	<p>使用する側の立場になれば使用料は安いほどよい。しかし使用料を150円/㎡と225円/㎡に設定するのでは、交付税が違う。町に戻る交付税の金額は225円/㎡と150円/㎡でそれぞれいくらか。</p>
事務局	<p>150円/㎡と225円/㎡で高資本費対策の試算をしている。最初の2年間は制度の対象外でH21・H22はゼロなので、5年間で実質3年分である。まず150円/㎡の場合、5年平均で63円/㎡、町は公費負担する。この繰出額63円/㎡の45%、28円/㎡が後年度に交付税で戻る。225円/㎡の場合、5年平均で95円/㎡、町は公費負担する。この繰出額95円/㎡の45%、43円/㎡が後年度に交付税で戻る。単価ベースでは、戻る額は28円/㎡と43円/㎡で15円/㎡しか違わないが、繰出額は63円/㎡と95円/㎡で32円/㎡の差がある。この32円/㎡は最初から使用料に求めず公費負担とするので、汚水処理原価の回収率に差が出る。総額ベースでは、H23年度で、150円/㎡では1,725万円の繰出しが認められて交付税が約776万円戻る。225円/㎡では、2,587万円の繰出しが認められて交付税が約1,100万円戻る。後の年度でも、年間400万円～500万円くらい多く戻る。制度は30年間続くので、仮に400万円の差額を30年間受け続けると全体で1億2,000万円になる。</p>
委員	<p>たくさん繰出せることが我々にとってよいことなのだろうか。担当部署は望ましいかもしれないが、住民にとってはメリットでない。交付税で400万～500万円多いという約束がどの程度あてになるのか。それで大変なのが現在の地方財政ではないのか。将来は単価も上がってくるだろう、交付税で400万～500万円多いだろうというのはほとんど誤差の範囲で、制度や状況が変わるかもしれない。完全に交付税措置されるということは考慮しなくてよいと思う。</p>
会長	<p>150円/㎡と225円/㎡とでは使用料の個人負担が全く違ってくる。</p>
委員	<p>400万～500万円交付税が増えるメリットがあると言われても、我々にあまり価値はないと思う。</p>
委員	<p>高資本費対策で繰出しが増えるということは、それだけ使用料で徴収するお金が少なくて済むということでは、使用料を上げると高資本費対策がよけいに出せるというのは、矛盾していないか。</p>
事務局	<p>藍住町の場合、汚水処理原価は658円/㎡。本来なら658円/㎡で独立採算のところ、現実はいくら使用料でお願いするか。国はがんばって住民から回収する団体ほど交付税を、という考え方。だから、高いほど公費負担をたくさん認めるし、交付税も措置する。使用料単価を上げれば繰出額が増えるという考えに基づく最低限の設定が150円/㎡で、その1.5倍が努力の限界というか、それ以上は結構という単価である。単価を上げると、汚水処理原価の使用料回収率が向上し、さらに公費負担が増えて使用料に求める額そのものが減るため、相乗的に財政は良くなる。</p>
委員	<p>例えば全体で経費が100とする。そのうち20が使用料で、後の80を繰出ししなければならぬ。その80のうち、30まで高資本費対策として認められる。それが使用料を上げることによって80のうち40まで高資本費対策の対象になり、交付税額が増えるという考えでよいのか。</p>
委員	<p>150円/㎡にしても225円/㎡にしても、年間に要する経費は一緒。高く設定すれば交付税対象の繰出しをよけいに認め、これに合わせて交付税として戻るといった話だと思う。むしろ水洗化率がキーワードで、H21年度の1年間でゼロから12%の人がつなぎ込むものとして平均6%と想定しているが、単価を上げることによって6%から下がる可能性がある。水洗化率が下がると料金収入が下がるので、その兼ね合いがどうなのか。仮に6%が15%に上がったなら汚水処理原価が安くなってくる。5年間の収支で議論しているので、5年後には見直すということでもある。短期分でするかという話だから、水洗化率を上げることを考えて、ある程度単価を下げることも考えなくてはならない。</p>

事務局	しかし 150 円/㎡以下にすれば、高資本費対策費の対象から外れてしまうから難しい。 下水道事業は、人口の少ない地域では工事費単価が割高について使用料単価も高くなるが、今までの料金体系は上水道使用料より安い時代が続いてきた。国も地方も財政的に厳しくなり、このような事業については自分で賄ってくださいとなった。藍住町の汚水処理原価 658 円/㎡をもって使用料単価とするのが本来の姿であるが、それでは住民が負担に耐えられない。
会長	上水道使用料と並行するので、658 円/㎡で 30 ㎡使用したら月 20,000 円以上にもなる。
事務局	料金が高くなれば水洗化率が下がる。安くすればつないでくれるが、あまりに安くはできない。試算では藍住町の汚水処理原価は 658 円/㎡となったが、大都市など早くから下水道があり事業がほぼ終わっているところは、100 円/㎡の水準。そのような団体は処理原価相当額でよいが、汚水処理原価が 150 円/㎡を超える団体は最低でも 150 円/㎡は取りなさいと総務省は言っている。
会長	藍住町の上水道使用量は平均 30 ㎡ぐらい。下水道ができる上水道利用量は減るかもしれないが、150 円とすれば 30 ㎡で 4,500 円、20 ㎡で 3,000 円となる。
事務局	上水道使用量の全国平均は 20 ㎡となっている。藍住町や下板地域は 30 ㎡に近い。
会長	徳島県は水に恵まれてきたので、水はタダという意識がある。シャワーや風呂などで水を多く流している。それが下水道使用料に跳ね返るとなると、水の使い方上手になるかもしれない。
委員	汚水処理原価 1,170 円/㎡に対し使用料 128 円/㎡という県内平均の状況で、150 円/㎡が受け入れられるのだろうか。隣近所の値段が気になるものと思う。110 円、120 円ぐらいの試算があってもよいのに、なぜ 150 円/㎡以下の案がないのか。回収率 100%の第 1 案が本来の姿というけれども、はたして下水道事業が始まって以来 100%があったのだろうか。128 円/㎡の半分でも、汚水処理原価に対する使用料単価の比率は県内平均と同じ。入ってくれなかったら終わりで、この数字を見ると県内の他の市町村に行けばこんなに安いのかと、入る気をなくするのが普通と思う。
委員	安ければよいという話になってしまったが、安くすれば一般財源からの繰出金が多くなる。利用していない人たちの町費をどこまで出してよいかということもある。最初の 2 年は我慢しなくてはならないが、150 円/㎡だと約 780 万が交付税として戻る。永遠に 150 円/㎡にするという議論ではないから、約 780 万が戻る料金設定をして汚水処理原価がそれ以下になれば額を下げればよいと思う。
委員	他はなぜ 128 円/㎡でやっていけるのか。
委員	やっていけてはいない。
事務局	150 円/㎡は H18 年 3 月ごろに出た指針なので、それ以前に供用開始したところは、すでに供用していた団体の県内平均が平成元年以降 103 円/㎡であったため、1,170 円/㎡取らなければならないところを、現状でそこまでは取れないというような単価設定がなされたのではないか。
会長	平均といっても、合併前の 4 市 46 町村のうち 45 市町村という県平均ではない。早い時期にできた徳島市と、旧鴨島町、旧山川町とかの平均であるという県内事情もある。
委員	128 円/㎡でダメだから 150 円/㎡以上取りなさいということでは。
事務局	原則はそうである。事実、1,170 円/㎡かかるところを 1 割しか回収していない。全国平均で上水道が 3,000 円/20 ㎡に対し、下水道は 2,600 円/20 ㎡と安い。赤字は下水道が大きいのにこれはおかしいというのが総務省の考え方で、少なくとも上水道並みに使用料を上げなさい、そうすれば交付税措置しましょうということで、150 円/㎡が平成 18 年 3 月に出た。1,170 円/㎡のうち 128 円/㎡となっているが、150 円/㎡まで上げれば回収率は上がり繰出金ももらえて経営は楽になる。これが 128 円/㎡のままだと残りの部分は全部税金で賄わなければいけない。団体の財政が破綻してしまうことも考えられ、汚水排出者に一定の負担を求めざるを得ないというのが総務省の考えである。
会長	休憩を取る。  (休憩)
会長	再開する。本日の議題は、供用開始から 5 年間の使用料である。どんな使用料体系をとるかを議論してから単価の検討に進みたいので、使用料体系の説明をお願いします。
事務局	(資料とスライドにより使用料体系について説明)
会長	事業所なども含めた藍住町の現状で補足することはないか。

事務局	現在、藍住町上水道の料金体系は、基本使用料と従量制で、5 m <sup>3</sup> まで 500 円、5 m <sup>3</sup> を超は 110 円/m <sup>3</sup> である。それから、鳴門市・松茂町・板野町の答申では、基本使用料に従量制、累進制を合わせたようになっている。
会長	累進制は、どれぐらいの使用量でどれぐらいの水準というのがわかれば教えてほしい。
事務局	団体によってまちまちで、どれぐらいの累進度を設定するかが大きな論点になる。例えば 10 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> まで 150 円/m <sup>3</sup> 、20 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで 200 円/m <sup>3</sup> とすると、一気に 50 円/m <sup>3</sup> も上がって累進度が高すぎ、節水にインセンティブが働きすぎてしまうというマイナス面が出てくる。累進度の設定は、審議会で議論をするよりは行政に任せる事例が一般的に多い。
事務局	県内の下水道の事例を紹介すると、徳島市は 8 m <sup>3</sup> まで、8 m <sup>3</sup> から 20 m <sup>3</sup> 、20 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> 、30 m <sup>3</sup> から 400 m <sup>3</sup> 、400 m <sup>3</sup> 超、とかなり細かい。それから美波町（旧日和佐町）は、7 m <sup>3</sup> まで、7 m <sup>3</sup> から 30 m <sup>3</sup> 、30 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> 、50 m <sup>3</sup> 超である。吉野川市（旧鴨島町）は、10 m <sup>3</sup> まで、10 m <sup>3</sup> 以上である。
委員	高松市に住んでいるが、だいたい上水道使用量が月に家族 4 人で 17 m <sup>3</sup> ぐらい。
会長	私は 2 人で上水道を 30 m <sup>3</sup> 以上使っている。
委員	雨水タンクも付け、風呂の水も最後まで洗濯機で使う。朝に顔を洗うのも風呂の残り湯で、かなり節水している。料金の体系は、基本使用料プラス従量制と累進制のミックス方式であったと思う。それで、上水道と下水道をなるべく少なくするという努力をする。
会長	藍住とずいぶん違う。使用料に累進制が含まれることによって、町民も変わってくる。
委員	最初は高いというイメージだが、がんばれば今までと同じような料金で過ごせたりもする。
会長	使用料体系について、意見をいただきたい。
委員	累進制をどうするべきかまだ結論は出せないが、基本使用料と従量制の組合せがよいと思う。
委員	基本使用料と従量制。累進制も努力目標として入れてはどうかという気はするが、藍住町の場合はかなり水をぜいたくに使っている習慣があるので、7 m <sup>3</sup> 、10 m <sup>3</sup> という数字では厳しいと思う。
委員	同意見である。
委員	基本料金を決めてそれに従量制というのが妥当だと思う。
会長	累進制を、という委員はいないか。
委員	従量制でよいと思うが、数字をどこで区切るのか。藍住町ではこれから大きな出店計画が増える。一般家庭によく見られる 30 m <sup>3</sup> で線を引いて、そのままというのはいけないと思う。
事務局	浴場は別途体系を設けている団体がある。店舗について、そういったところはまだ決めていない。
委員	工場などは。
事務局	工場については、大口は別途に定めている団体がある。
委員	1 期の地区にも工場も入っているのでは。
事務局	入っている。
委員	これから進めるのだから、1 期目の中に入っていないからよいというわけではないと思う。大きな工場が来るなら、一般家庭の 30 m <sup>3</sup> で線引きするのではなく、普通に生活していたら使わないだろう 50 m <sup>3</sup> とかで線を引いて、それ以上とすると何か考えなければいけないと思う。
委員	基本使用料がいくらとか、従量制でここからいくらとかの審議はなくてもよいということだから、答申としては名称のみの取りまとめになろうかと思う。基本使用料と従量制そして累進制をもって使用料体系とするのが望ましい、そういうことでよろしいか、お諮りする。
委員	従量制と累進制とは両立しないと理解している。何 m <sup>3</sup> まで従量制でそれ以降は累進制ということはありえない。それは全体として累進制では、基本使用料プラス累進制とすればよいと思う。
会長	そのような形で取りまとめたいと思うが、よろしいか。
委員一同	了承する。
会長	最後に、使用料単価について検討したい。使用料単価の第 1 案から第 5 案の説明を受けた。これをもって委員にお諮りする。
委員	額の決定については議会に任せて、いくらにということは決めない方がよいのでは。私は第 5 案と 4 案を活かして、150 円/m <sup>3</sup> から 225 円/m <sup>3</sup> ということで幅を持たせた答申がよいと思う。
委員	150 円/m <sup>3</sup> がよいと思う。少しでも安くとは言いが、まだ一部の人にしか供用されないのだから町税が多くいるようになっていけない。他のところはきちんと金額を出している。
委員	安いほどよいと思う。当初 5 年間に限って審議するなら、1 期の区域に住む者は自分の地区が町内で最初でなくてもよいのに、そんなにあわてて入ることはないと思ってしまう。全体で何年かかる



会 長	かわからないが、先に払う人は少し安い方が説得力がある。審議会で150円/㎡でも仕方ないとなっても、個別に加入のお願いに行く場合、5年間で審議した、それならなぜでここが先なのかとなる。それと、加入が遅れた場合に差をつけるかという問題もある。
委 員	前回は負担金の額を決めた際に、1年目に入ってくれたら2年目3年目とは違うというような、水洗化率を上げていくためにも検討があるのでないかという意見が出ている。使用料についても水洗化率が高まる金額がよいと思う。
委 員	最初が肝心と思う。スタートで良い印象を与えて加入者が多ければ、順調に運ぶのではないか。上水道料金と合わせて倍ぐらいになる、そうなると加入を控える人がかなりあるのでは。奥野で入ってよかったという声が出れば、後は町内全域に広がる。
委 員	下水道事業は橋や道路のように住民が待ちかねているものではない。程度はあるけれど安く設定したということをはじめに奥野地区で打ち出して、使用料に納得してもらって進めていかなければ、
委 員	最近の建築は合併浄化槽でなければ許可が出ない。雨水と完全に分離して汚水を処理しているという認識で高いお金を出している。奥野地区ではその後下水道が始まる。高い費用を出した浄化槽を、すぐにつぶしてやり直しをしなければならぬという問題があり、非常に難しいところだ。
委 員	農地を開発して家を建てる場所は合併浄化槽にすれば下水道に入らなくてもよいのでは。
委 員	法的には加入してくださいということになる。合併浄化槽は、平成13年度から義務付けられている。
委 員	何円程度という、具体的な意見はないか。
委 員	つなぐ人からすれば安くしてほしいというのは切実な願いだし、町としては150円/㎡を切るような料金は難しいと思う。225円/㎡という案もあるけれど、議論からすれば150円/㎡以上で調整したらよいと思う。つなぎ込まなくてはいけない人も、今は利益を受けない人も、両方から理解が得られるような形がよいのでは。
委 員	150円/㎡としたら20㎡で3,000円。基本使用料がいくらかで変わるけれど、上水道料金を上回るのであれば納得しにくい。150円/㎡を大きく上回ったのでは理解されにくいのではないか。
委 員	150円/㎡程度が適当という意見か。
委 員	上水道は110円/㎡。これを上回らないようにとすると、基本料金をぎりぎりまで上げて従量部分を抑えるといういびつな料金体系しか思いつかない。
委 員	150円/㎡を切るのは難しい。
委 員	上水道料金より最初は安いと言っていたのでは。
委 員	大都会など、昔から下水道事業をしており整備がほぼ終わっている地域では、従来は上水道使用料を上回らないような料金設定であったが、今は逆である。
委 員	平成18年3月からまだ1年半。それ以前はずっとそうで、今はというが、つい最近に上水道を下水道が上回るように変わったということでは。
委 員	平均すれば数字上このようになるが、最近に供用開始しているところはそうではない。
委 員	平成10年度以降供用開始団体の全国平均では、151円/㎡となる。
委 員	全国平均151円/㎡、四国平均133円/㎡ということは、四国以外はもっと高いと理解してよいと。
委 員	板野町の答申は「使用料の水準は131円/㎡から195円/㎡程度とすることが適当であると考え」、松茂町は「150円/㎡程度が適当であると考え」となっている。
委 員	やはり一般財源で補ってでも、当初5年間は少し安めの方がよいのではないか。できるなら上水道料金と同じか、若干上ぐらいの範囲に収めたらよいと思う。
委 員	40%回収の150円/㎡と、60%回収の225円/㎡に対する交付税について補足してほしい。
委 員	150円/㎡と225円/㎡で試算したところ、比較的僅少な額になった。そもそも交付税が町全体の基準財政需要と収入を比べた後に措置されることもあって、これを見込んで計画を立てるのは難しい。ただ、総務省は平成18年3月以降は150円/㎡を目安にしながらしており、事実そのように運用している。年々制度も変わっており正確な見込みは難しいけれども、政府は150円/㎡以上を前提に財政措置や各種枠組みを組み立て、今後は押し通していく状況である。
委 員	一人でも多く加入してくれなければ値打ちがない。加入について、使用料より工事費その他に50万円ぐらいの負担があることが問題だと思う。先に入ると特典で負担金を安くしたり、町の補助を考えたりする方が加入するのでないか。使用料は150円/㎡であれば、それでよいと思う。
委 員	では、審議会としては、使用料は交付税や国からの支援を考えて150円/㎡を下限とし、今後、議会や行政が検討していくと。

委 会	員 長	今の意見でよいと思う。 藍住町における公共下水道の使用料は 150 円/㎡程度が適当であるとするか、150 円/㎡からいくらまでぐらいを水準することが適当であるという、2 つの意見にまとまるのではないかと思う。
委 会 委 員	員 長	150 円/㎡程度でよいのでは、 程度でよいか。
委 員	員	水環境の保全でやらなければならない事業として町は進めてきた経緯があり、第 1 期区域になった。すでに家の建っているところは早くつながらなければならない、不自由していないのに費用がかかるので困ったとなるが、前に下水道があってすぐにつなげる分譲地では歓迎される。そういう例もあって、負担金は幅を持たせた答申にしていこうかとなった。使用料は、財政的に考えると高いほどよい、使用する側は安い方がよい。町の方針を考えてある程度の幅を持たせるのがよいのではないか。
会 委 員	長	150 円/㎡程度とするという表現より、もっと幅があった方がよいのか。
委 員	員	そう思う。
委 員	員	もっと下げなければしょうがない。板野町が 128 円/㎡なので、128 円/㎡からにしたらどうか。
会 委 員	長	板野町のように、195 円/㎡程度までというような上限の提案はないか。
委 員	員	第 4 案ぐらいであれば理解が得られるのではないか。
委 員	員	板野は 128 円/㎡では、
会 委 員	長	131 円/㎡からである。
委 員	員	言葉で表現するか、金額を出して幅で表現するかの違い。
会 委 員	長	150 円/㎡程度というのはどうにでもなる。幅を持たせるより、その程度という方が審議会としてはよいのだろうか。
委 員	員	150 円/㎡でよいとは思う。安い方が加入もしてくれやすいが、150 円/㎡でもかなり税金を投入しなくてはならない。計画人口は約 3,000 人で全人口の 10 分の 1 以下である。これを住民が知ったときに、町として辛抱できる数字というのがある。150 円/㎡もよいけれど、上の数字をある程度の数字、例えば 200 円/㎡にしてはどうか。
会 委 員	長	150 円/㎡程度と出したら 165 円/㎡とはしにくい。幅があれば何とか検討できる。
委 員	員	板野町は下の金額は低い。上の金額を出したら上の金額になるものと受け取られるのでは、 幅があれば、真ん中ぐらいになるのかなと思うのでは。
会 委 員	長	150 円/㎡から 225 円/㎡程度とするか、150 円/㎡程度とする意見が出ている。その 2 つでは大きな違いがある。最後に皆の意見を聞いて取りまとめたい。
委 員	員	幅を持たせるとすれば、下限を少し下げなければ、150 円/㎡が妥当という意見が多いけれど、数字的に 140 円/㎡から 180 円/㎡というような形にしておいた方がよいと思う。
委 員	員	幅を持たせるとすると、そういうことになる。
委 員	員	下げる根拠が必要だ。やはり、総務省の指導のように最低 150 円/㎡以上というのが筋だと思う。
会 委 員	長	150 円/㎡から 225 円/㎡程度という意見に取りまとめるとすると、反対の意見はあるか。
委 員	員	200 円/㎡以上は難しいと思う。
委 員	員	150 円/㎡程度という意見が多いのでは、
会 委 員	長	では、150 円/㎡程度が適当であるという取りまとめでよいか。
委 員	員	150 円/㎡は受益者以外の住民にも相当な負担がかかるので、受益者負担の原則から考えても、ある程度幅を持たせた方がよいと思う。結果的には 150 円/㎡になるかもしれないが、そこは町の財政力と十分相談する必要があり、150 円/㎡の 1 本ではきつい気がする。
会 委 員	長	もう少し踏み込んで、何円から何円までという意見はないか。
委 員	員	根拠がないから、150 円/㎡から 225 円/㎡の間で決めるしかない気がする。
委 員	員	言葉より数字で答申する方がわかりやすいが、40%、60%は試算の結果であって決まったものではない。この上下でもかまわないと思うので、金額に幅を持たせるとしたら、やはり 150 円/㎡を切る数字がいる。議会で決めることだから、この範囲で検討してくださいという答申でよいのだけれど、そうしないと 150 円/㎡より上となる。精一杯踏み込んでも 225 円/㎡というのは高い。
委 員	員	225 円/㎡でなくても 180 円/㎡でもよい。
会 委 員	長	使用料 150 円/㎡は皆が一致していると思う。板野町の 195 円/㎡について説明はないか。
事 務 局		全国平均が 150 円/㎡に達するとして、総務省が言う 1.5 倍が 225 円/㎡。現在の全国平均は 131 円/㎡。この 1.5 倍が 196 円/㎡。確認していないが、おそらくそのあたりを採用したのではないか。

委員	第4案のところにある平成16年の全国平均使用料単価は131.1円/㎡、これを1.5倍したものが196円/㎡だと思う。225円/㎡という数字は維持管理費の60%を回収するというだけでなく、交付税を最大限受け取れる最低のラインという方がわかりやすいと思う。
委員長	町民には直接関係ないので、それは通じないと思う。 交付税等の財政措置も含めると、225円/㎡は議会などでも意味がわかりやすいと思う。使用料は150円/㎡から225円/㎡の水準で検討することが望ましいと答申し、最終的に例えば150円/㎡に議会で議決されたとしても、審議会としては内容がやはり大事だと思う。最後に225円/㎡という数字を出す出さないを決めたい。
委員	高く書いたら、本当に高くなる。審議してこれだけ高くなったと言われるのは、委員である。
委員	幅を持たせて高くなるのであれば、安い方がよい。
委員	150円/㎡で町の財政がもつのか。結局、破綻したときは税金で支払うことになり、後々に受益者以外の人が高い税金を納めなければいけなくなる。
委員	破綻するなら下水道をしなければよいし、一般家庭では安い方がよい。今回は5年間なので、後で見直しもできるのでは。
会長	おそらく隣接市町の金額も考慮して使用料は決まるのではないかと。必ずしも上の数字に近いところでは決まらないと思う。高くなるという意見はよくわかるが、中身として幅を持たせて答申する方が、後に議会や町当局が決めていく中で逆に議論しやすいのではないかと。思う。
委員	なぜ松茂町はこのような答申になったのか。
事務局	確認はしていない。想像であるが、交付税の不交付団体であり、あるいは財政的に余裕があるとか、農村集落排水事業がすでに実施されているのでそれも参考にしたとか。
委員	農業集落排水はもっと安いと思う。今は不交付団体だが、交付団体になる可能性もあるので150円/㎡ということを見視野に入れるべきということと、おそらく審議会として受益者負担金も使用料も1本でいくという方針を持っていたので、委員に異議がなかったのでは。
会長	「150円/㎡程度」は、審議会の答申としてはかなりストレートである。
委員	行政が決めた経営計画を議会がチェックして、そこで議論されて単価が決まる。審議会としては行政の裁量権とか議会の議論の余地を考慮して、ある程度の根拠のある範囲内で、行政と議会に公正な単価を決めてもらおうとよいと思う。
委員	松茂町が会長の采配で決めたというのであれば、藍住町も会長の裁決で決めてはどうか。
会長	審議会で十分に議論をしたので、使用料の水準は150円/㎡から225円/㎡程度とすることが適当であるという取りまとめにしたい。
委員一同	異議なし。
会長	本日の結論は、下水道の使用料は供用開始から5年間で策定する。使用料体系は、基本使用料を設定し使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進制を併用することが適当である。なお、従量制と累進制の表現は両立しないという意見があるので、その点は事務局に考慮願いたい。最後に、藍住町の使用料の水準は、150円/㎡から225円/㎡が適当である。以上で取りまとめとしたい。
事務局	次回は答申(案)を審議いただきたい
会長	次回、11月27日午後1時30分から第6回審議会を開催する。

第6回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日時	平成19年11月27日(火)	13:30~16:30	場所 藍住町合同庁舎301会議室
会長	本日は答申案を検討する。		
事務局	(答申案について、資料によって説明。)		
委員	全体の印象として、町の立場で物を見た文言が見受けられ、我々の文章に読めない。審議会として住民の代表が作ったという視点で、全般的に住民の目線からの文章に直したと思う。		
会長	具体的にはどこか。		
委員	「基本的考え方」の1行目で、審議会の文言としては「住民」という言葉がふさわしい。「(5)受益者負担金の算定」の「下水道財政研究委員会では…望ましいとし、また、総務省は…充当することとしている」というところは、我々は総務省の意見を確認しているわけで、そのとおりにするの		

委員	ではないので我々が検討したという文言に読めない。
委員	少し目線を住民側に変えたほうがいい。
事務局	検討結果と結論とあるが、両方とも同じではないか。経緯という言葉がいい。
会長	結論に至るまでの考え方、というようなタイトルにしたほうがよろしいか。
委員	検討結果という表現は、検討経過ということではいかがか。
委員	それでいい。
会長	いいと思う。
委員	では、検討経過と結論という表現にする。他には、
会長	他市町の答申はこれぐらいの枚数か。正直なところ薄いと思った。
委員	町民が目にするときにわかりやすいように説明を入れているところもある。
委員	答申だけでわかるようにするのが前提。もう少しボリュームを増やして、完結的に議論の経過と結論が説明できるものでないと。後は、町内全体をイメージした文言と、町内には恩恵を受けない地区もあるという文言が並んでいてわかりにくい。例えば「(2)負担区」の3行目「全受益区域」で、公共下水道事業のエリアを「受益」という言葉で区域を限定している。
事務局	藍住町全域が下水道の計画区域で、全域が完成すれば受益区域ということである。
委員	「基本的考え方」の1行目に「恩恵を受けない地区」は、印象として事業区域の中でも恩恵を受ける地区と受けない地区を分けて受益者負担金というものを求めるとしてしまう。
事務局	「恩恵を受けない」と言い方を変えているが、藍住町には公共下水道計画外の地区もあり、そこでは浄化槽を個人で設置して自己負担をしている。だから、下水道の受益者にもある程度負担してもらわなければならないという趣旨である。
委員	藍住町と他団体は基本的に考え方が違う。うちは線引きされていないので全体をやっていく。そのことを考えてなくてはいいけない。
事務局	策定当時の宅地を全て計画に取り込み、農地などを区域外として残した。ところが、藍住町は農地を宅地に開発しやすいため、その後開発された宅地は、区域外となっている。2期以降の整備を考えていくと、そういったところも取り込んでいく必要がある。
委員	すでに住宅の建っているところは加入促進が難しい。既存の入りにくいところを区域内にして、農地が開発されてすぐにつないでくれるところを区域外にしている。
委員	その内容は、1行で済ませられる範囲を超えている。
委員	将来的にすべての人に恩恵を受けてもらわなければならないというのが基本。「恩恵を受けない地区」という文言をなくしてしまうとか。
会長	第1期地域だけの答申ではないから、紛らわしい言葉はない方がいいかもしれない。
事務局	将来的には全て恩恵を受けるが、この1、2年で受益がある方と、20年後までかかる方という時間差がある。板野町や松茂町はすでに線引きができていますので、下水道を整備しない地域がある。それとは別で、本町では時間差という意味合いでとらえている。
委員	「時間がかかる」「町の財政には限りがある」というような表現でどうか。
委員	暗い表現では、先々どうなるかわからないので信用できないのでやめておこうとなる。財政事情が厳しいということと言わないでもいい。いずれ同じ立場になるなら、「受益のない地域」ということを除いたほうがいいのではないかと。
会長	「町の財政には限りがあり、下水道施設を一般会計だけで整備するのは困難」という部分は、
委員	これを除くと「公平な負担を求めなければならない」という文章が引き出せないのでは、
会長	町が黒字財政であれば、受益者負担金を取らなくてもいいことになってしまう。
委員	財源の基本的考え方は独立採算が大前提で、それでは家計の負担が重いので税で支える。財政の黒字赤字は現実には影響はあるけれど理念としては二の次で、公平な負担を考えた時に一般会計から回すことがより公平であるという理論的な根拠があって初めてできる話だと思う。独立採算と公平な負担。そのあたりの話を進めては、
委員	あまりにも短すぎると、重みがない印象を受ける。
委員	「不特定多数の国民の利益」では、国の公共事業をイメージしてしまう。「町民」では、
委員	下水道が完成したら、どれだけ住民が利便性を受けるといって表現してもいいのでは、
会長	「利益を受ける者に一部を負担させる」という表現がきつい。
委員	「事業により利益を受ける者が一部を負担することが公平である」ではどうか。

会	長	公平と平等とは、独立採算、公平な負担を基本に、改めて検討してもらいたい。
委	員	今までのことを反映できたら、それに従う。
委	員	「(3)賦課方式」の2行目「一般住宅と農家世帯が混在していることから」というところで、先ほどの「恩恵を受けない地区」と関連して、区域外の農地に家を建てても下水道の恩恵を受けないので負担を求めることができないという現状を受けていると解釈した。それで戸あるいは世帯に対して一律に定額を賦課すると理解したけれども、そうではないのか。
委	員	一般住宅と農家世帯とが出てくるからおかしい。農家住宅は敷地が広く、一般住宅では狭い。雨水を排除すれば違ってくるけれど、汚水だけだと受益は一緒である。それで単一定額方式と決めた。その文言を入れれば誤解はなくなる。
委	員	賦課方式を決定するまでに面積割とか単一定額など方式を検討した結果、単一になった。いろいろな審査をしたことを書かなければならないので、各種方式を検討した結果これにしたという文言でいいのでは。
委	員	「藍住町では、一般住宅と農家世帯が混在しているが、本町の下水道は分流方式であることから、戸あるいは世帯に対して一律に定額を賦課する単一定額方式が…」では。
委	員	面積割とか区分定額とかいうことは、除いておくほうが紛らわしくなくてよい。
委	員	表を出すなどしたほうがいい。
会	長	賦課方式については、わかりやすい説明を枠内に取り入れるということで、取りまとめたい。
委	員一同	了承する。
委	員	「(6)徴収猶予及び減免措置等」で、「受益が顕在化していない土地」とはどういう意味か。
委	員	面積割を念頭にした表現では、この部分は他市町も共通しているのだろうが、藍住町は単一定額だからいらぬのでは。
事	務局	「受益が顕在化していない土地」は農地や山林を指しているのだから、除いてもよい。「所有する土地等の状況」は、所有権が係争中で負担金の支払者を判定しにくい場合等のさまざまなケースが詰め込まれている。
会	長	わかりにくい言葉はなくしたほうがいい。
事	務局	「所有する土地等の状況」で、総括できるのではないかと思う。
会	長	意見があったので、「総務省は…」のところは表現の修正を願いたい。
委	員	使用料体系で、「従量制を基本とする。さらに累進制を採用する」は両方併記と理解してよいのか。
事	務局	仮に、20 m <sup>2</sup> まで150円は従量制で、20 m <sup>2</sup> から30 m <sup>2</sup> までを200円としたら、その部分を指して累進制という考え方である。
委	員	従量制と累進制は両立しないと理解している。
事	務局	従量制の中の形態として累進制がある。単純な従量制は右肩上がり、曲線で上がっていくものを従量制のうちで累進制と呼んでいる。第5回資料の12ページに使用料体系の状況として総務省の集計を載せているが、従量制があってその中に累進制がある。公共下水道では1,053団体が従量制を採用し、うち95団体が累進制の形態をとっている。
委	員	「従量制」は削ってもいいのではないか。
事	務局	累進制であれば必ず従量制なので、従量制という言葉を取っても支障はない。
会	長	では、従量制という言葉を除いて、「累進制を採用した使用料体系とすることが望ましい」という文章に改める。
委	員	「結論」でも、「従量制」という文言を削る。
会	長	最初に戻って文章を読み上げて、「結論」を検討する。
事	務局	(答申案について、前文「下水道事業は…望みます」を読み上げる)
委	員	「受益者負担金や使用料の徴収が必要となります」は結論付ける表現でよくない。手法の一つとしてその妥当性を検討したという流れがよい。「過度の負担」の「過度」が気になる。具体的には支払い能力を超えるということなので、「負担能力を考慮する」がよいのでは。
事	務局	「町民の負担に配慮する一方で昨今の厳しい町の財政事情をも勘案する必要があります」は、
会	長	それでよい。上に戻って、締めくくらない文章がよいのではないかと提案があるが。
委	員	財源の確保が一番大切なのか、持続的かつ健全な運営が一番大切なのかで変わってくる。どちらに

会 長	重点を置くのか。
委 員	財源が要るのはわかっているんで、なくてもいい。大事なのは持続的かつ健全な運営である。
会 長	財源の確保、即ち持続的かつ健全な運営、そのように解釈しているが、取りまとめたい。「町民に過度の負担・・・」は「町民の負担に配慮する一方、昨今の厳しい町の財政状況を勘案する必要があります」とする。「結論」のところは、
事 務 局	1.の(6)で、「受益が顕在化していない土地等」を除いて、「土地の状況や受益者の経済事情等によっては」を加える。2.の(2)で「基準とした従量制」を除く。
委 員	「町の財政を勘案して」ではなく、十分検討したので「この範囲で決定することが望ましい」という結論の文章がいい。
会 長	最後に、全体的に意見をいただきたい。
委 員	町民の視点から尽くした審議が織り込まれていれば、十分である。
会 長	案の修正を事務局・会長に一任してもらえるのであれば、それでそれで取りまとめ、もう一度集まって最終チェックし、審議会を終える。その手順でよろしいか。
委 員	いろいろ話をした過程を踏まえて、会長と事務局が案を作成してほしい。
会 長	では、案の修正は会長・副会長で行う。これで本日の会議を閉じる。

第7回 藍住町公共下水道事業受益者負担金等審議会 議事録			
日 時	平成20年1月24日(木) 10:00~10:30	場 所	藍住町合同庁舎301会議室
事 務 局	委員の欠席が6名で、審議会は成立している。		
会 長	本日は、今までの意見を取りまとめた答申の最終案を確認したい。事務局に説明願いたい。		
事 務 局	(答申の最終案について、全文を読み上げる)		
会 長	第6回の審議で了解を得たとおり、増川副会長と事務局で再度確認したものである。これでよいか、皆にお諮りする。何か意見はないか。		
委 員	特になし。		
会 長	取りまとめの了解ができれば、本日、町長に答申をしたい。副会長とも相談してそういう意見に達している。		
委 員	十分審議しているんで、これでいいと思う。		
会 長	それでは、これをもって答申としてよろしいか。		
委員一同	異議なし。		
会 長	それでは、これで当審議会を終える。		
会 長	昨年6月29日に、公共下水道の受益者負担金等についての審議の諮問を受けた。7回に渡って審議を重ねて、ここに答申する。		
	(答申書について、結論と前文を読み上げる)		
町 長	長い間ありがとうございました。		